

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

1 「障害者権利条約」に係る国際的な潮流

21世紀は「人権の世紀」といわれています。

人権とは、生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する当然の権利であり、この人権の尊重が、すべての国々とすべての人々の行動基準となるよう、国のみならず人間相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある一人ひとりの人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を実現していくことを目指しています。

昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連^(※1)総会において、「世界人権宣言^(※2)」が採択され、1970年代以降、「精神遅滞者の権利宣言」(昭和46年・1971年)、「障害者の権利宣言」(昭和51年・1975年)が決議され、また、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現を目指して、昭和56年(1981年)を「国際障害者年」とし、昭和57年(1982年)には「障害者に関する世界行動計画」が採択されました。

さらに、昭和58年(1983年)には、平成4年(1992年)までを「国連障害者の十年」と宣言して、各国に同行動計画の実施を求めるなど、この間、障がいのある人の「人間の尊厳」に係る国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けたさまざまな取組みがなされてきました。

その後、21世紀最初の人権条約として、平成18年(2006年)12月、第61回国連総会本会議において「障害者権利条約^(※3)(障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約)」が採択され、平成20年(2008年)5月に発効しました。日本は、平成19年(2007年)9月に署名し、現在、批准に向けた国内法の整備が進められています。

この条約の特徴は、“Nothing about us without us”(われわれ抜きにわれわれのことを決めるな)のスローガンに象徴されるように、障がいのある人の実質的な権利享有(きょうゆう：権利や能力などを生まれながらもっていること。)上の格差を埋め、“保護の客体”でしかなかった障がいのある人が“権利の主体”へとその地位の転換を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会であるとの考え方を基本とした「インクルーシブ(受け入れる)な共生社会(ソーシャル・インクルージョン)^(※4)」を実現することにあります。

2 障がい者施策の国内の取組み

国の障がい者施策は、昭和45年の「心身障害者対策基本法」において、その総合的推進を図ることが示され、その後、昭和58年には、わが国における最初の障がい者施策に関する長期計画が策定されました。

平成5年に、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、平成16年6月には、「障害者基本法」が改正され、目的規定において障がいのある人の自立や社会参加の支援等が示され、障がいを理由とする差別等の禁止、都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務化等が規定されました。

(1) 生活支援の分野

平成15年(2003年)に、従来の措置制度から契約制度への転換を目的に支援費制度が施行され、その後、障がいがあっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が新たに施行され、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいごとに提供されていた福祉サービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改められました。また、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいという3つの枠組みでは的確な支援が難しかった発達障がいのある人に対しては、その障がいの定義を明らかにするとともに、「発達障害者支援法」が平成16年12月に成立し、17年4月から施行されたほか、平成18年(2006年)から高次脳機能障害支援事業が実施されています。

(2) 生活環境の分野

平成18年6月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が成立し、公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め、障がいのある人等が、日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等が図られることとなりました。

(3) 教育・育成の分野

障がいのある児童、生徒等の一人ひとりの教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に成立し、19年4月から施行されました。

(4) 雇用・就業の分野

障がいのある人の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要なことから、中小企業における障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年12月に成立、21年4月から順次施行されています。

このように、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を認め合う「共生社会」の実現に向けた取組みがなされてきました。

しかしその一方で、現在においてもなお、地域から孤立し“家族依存中心”の生活を強いられている実態、就学する子どもたちの意見表明権を無視した“分離別学”、施設コンフリクト^(※5)に象徴される“いわれなき差別と偏見”、精神疾患や特定疾患、難病患者、発達障がい者（児）などの制度のはざまにあって“福祉のすきま”に置かれている実態などがいまだ存在しているという現実があります。

3 障がい者制度の抜本的改革に向けた動き

- (1) 平成 21 年 12 月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、同本部の下に「障がい者制度改革推進会議」（以下、「推進会議」という。）が設置されました。推進会議は、平成 22 年 1 月から審議を開始し、「障害者基本法」の抜本的な改正による「障害者の権利と支援に関する基本法」（仮称）の制定、障がいのある人にかかわる総合的な福祉法制となる「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けた具体的な検討に着手しており、平成 24 年の通常国会への法案提出、平成 25 年 8 月までの施行を目指しています。さらに、推進会議の下に「差別禁止部会」を設け、「障害者差別禁止法」（仮称）の制定に向けた検討を開始し、平成 24 年度末を目途にその結論を得ることとしています。
- (2) 平成 22 年 5 月 24 日には、推進会議におけるこれまでの議論を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（素案）がとりまとめられ、成案が、同年 6 月 29 日に閣議決定されたのを受け、障害者基本法の抜本改正に向け、分野別課題の具体的な検討に着手し、その後、「制度改革の重要方針に関する第二次意見」が取りまとめられました。
- (3) これらの経緯を踏まえ、現行の国の「障害者基本計画」（平成 15 年度～平成 24 年度）の期間内において、「障害者権利条約」の締結に向けて、関連する各種国内法の整備を始めとする障がいのある人にかかわる制度の集中的な改革がすすめられ、平成 25 年度以降において、新たな障がい者制度の枠組みが整うこととなります。

以上のことから、「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画」の策定においては、国の障がい者制度の抜本的改革に向けた新たな動きや、障がいのある人の捉え方、障がいの範囲ならびに新たな障害福祉サービス体系の枠組みを的確にとらえ、地域課題に対応した、新たな時代潮流を見通した策定が必要となります。

4 障がい者制度の抜本的改革における基本的視点

目指すべき社会である、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う「インクルーシブ（受け入れる）な共生社会（ソーシャル・インクルージョン）」を実現することを目的に、以下の基本的な考え方を踏まえ、計画策定を行ないます。

（１）「施策の客体」としての「保護・措置の対象」から「権利の主体」への視点の転換

すべての障がいのある人を、福祉・医療等を中心とした「施策の客体」としての「保護・措置の対象」に限定することなく、「権利の主体」たる地域社会を担う一員としてその責任を分担し、自らの判断の下で、地域社会のあらゆる分野の活動に参加、参画する主体としてとらえるものとします。

（２）障がいのある人の主体的な「自己選択・自己決定」の尊重と自立を支える権利保障

障がいのある人に関する施策の推進にあたっては、障がいのある人の自主性が十分に尊重され、自らの決定・選択に基づき、地域において自立した生活を営むことができるよう、「当事者主権」の観点からあらゆる権利を保障し、その実現に向けた支援体制の構築を目指すものとします。

（３）「根拠のない人権侵害」や「いわれなき差別」のない社会づくり

すべての障がいのある人が、障がいを理由とする根拠のない人権侵害や、いわれなき差別を受けない権利を有することを法的に確認するとともに、人権侵害や差別から法的措置を受ける権利を保障し、差別のない社会づくりを目指します。また、差別には、合理的配慮が提供されない場合も含むものとします。

（４）「医学モデル」から「社会モデル」の視点に基づく生活環境・社会環境の整備と改善

障がいのある人が、日常生活又は社会生活の参加や活動において受ける制約や社会的不利は、様々な社会環境因子との相互作用によって生ずるものであることを踏まえ、すべての障がいのある人が、日常生活及び社会生活のあらゆる分野の活動への積極的・主体的な参加を可能とし、教育、雇用、コミュニケーション、交通、情報通信等の生活および社会環境の整備・改善を図ることとします。

（５）「地域に暮らす権利」の保障と「インクルーシブな共生社会」の実現

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者福祉の増進と基本的人権の尊重を保障することより、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を認め合い、ハビリテーション（住み慣れた地域での暮らし）とリハビリテーション^(※6)の理念に基づく、住み慣れた地域に暮らす権利の保障とインクルーシブ（受け入れる）な共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を図ることとします。

5 あま市の障がい福祉施策の経緯と新たな課題への対応

本市においては、「一生涯、住み続けたいまち“あま”」をめざし、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、共に支えあう「共生・協創社会」を実現するため、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション^(※7)」の理念に基づき、福祉、保健、教育、雇用、まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者福祉施策を推進してきました。

しかし、この間、施設等から地域への移行が進められていますが、これら地域生活に移行する人たちを支える仕組みや、受け入れ態勢が整わないために、特に、精神に障がいのある人の社会的入院の解消や、障がいのある人の自立を支える施設が未整備で、地域での支援体制も不十分であるのが現状です。

また、地域に密着した生活支援の関連施策や相談支援機能、成年後見制度や権利擁護施策等についても、十分な運用には至っていないのが実情です。

さらに、制度のはざまにあって“福祉のすきま”に置かれている発達障がいのある人（子どもたち）や、障害者手帳を持たない人等が、個別の福祉サービスを受けられないという社会福祉の理念にそぐわない矛盾があり、今後、国の抜本的な障がい者制度改革と相まって、多様な支援のあり方等を検討していくことが喫緊の課題となっています。

また、無縁社会といわれる地域社会の関係性の希薄化が進む中、支援者（家族や身近な介助者や養護者）に対する身体的、精神的、経済的な負担の軽減策も十分ではなく、障がいのある人や何らかの支援を要する人に対し、地震などの自然災害、犯罪や事故をどのように防ぐかなど、地域社会における安全、安心の確立もまた、大きな課題となっています。

さらに、障がいのある人に対する人権侵害や施設コンフリクトなど、いわれなき差別や偏見が今もなお存在し、地域住民との相互理解や福祉のまちづくりをはじめとするこころのバリアフリー^(※8)社会の浸透など、さらなる対応が迫られています。

6 障がい者福祉施策推進のためのガイドライン

障がいのある人が、地域において、人間（ひと）としてあたりまえの暮らしを送ることができるように、個々の状況に応じた必要なサービスを自ら選択し、利用することができるよう、福祉サービス等の提供体制の整備ならびに障がい者福祉施策向上への取組みを一層強めていかなければなりません。

また、市民・事業者・行政の協働による障がい者福祉施策の展開を今後も着実に進めていくことが求められます。

このような観点に立って、障がいのある人の地域生活への移行の一層の促進、きめ細やかな相談支援体制の充実、身近な地域での自立に向けた日常生活支援及び就労支援の強化等を進めていくためのガイドライン^(※9)として、社会情勢の変化に対応した障がい者福祉施策の推進と、障がいのある人の福祉サービス等の展開の課題や方向性を明らかにするとともに、目標の実現に向けた具体的な事項を定めます。

7 障がいのある人の定義

本計画において、「障がい者」、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条によるところの「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人をいいます。

社会的障壁とは、障がいがある人にとって「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

8 その他の定義

【自立】

障がいのある人の「自立」とは、必要な支援を駆使して自己の意思で（支援を活用した自己決定を含む。）主体的、自律的に社会生活を営み、自己実現をはかることをいいます。

【地域生活】

「地域生活」とは、障がいのある人が、地域社会で排除、孤立、隔離されることなく地域の人と共存し、特定の生活様式を強制されることなく、自分の選択に基づいて、あたりまえに暮らすことをいいます。

【障がい者支援の公的責任】

「公的責任」とは、民間事業による福祉の実践を否定する趣旨ではなく、障がい者支援は、憲法に基づく基本的人権の実現にほかならないことを前提に、障がい福祉、障がいのある人への社会生活の支援において、最終的な責任が、国、自治体にあること、契約制度においても、支援が社会資源の不足等により満たされない場合の障がいのある人に対する支援保障義務、基盤整備義務のあることをいいます。

【支援】

「支援」とは、障がいのある人は、守るべき社会的弱者とみなすのではなく、本人の自律した自己決定を尊重し、本人らしさを発揮開花させるためのバックアップサポートをいいます。

【自己決定】

「自己決定」とは、支援者とともに悩む過程や、意思決定、意思形成において支援を活用することも含めて、自分の主体的な意思に基づき、生活、人生を切り拓いていくことをいいます。

【合理的配慮】

「合理的配慮」とは、障がいのある人が他の人と平等に基本的人権を享有し、行使するために必要な障がいに伴う社会的不利益を埋めるために、社会公共が果たすべきその人の個別事情に即した最もふさわしい支援をいいます。

(※1) 国際連合（国連）

昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持（略）人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）ことなどを目的として国連が発足し、平成20年（2008年）9月現在では192か国が国連に加盟しています。国連には、経済、社会、文化などの特定の分野で活動する様々な機関がありますが、人権の分野においても、人権関係条約などが定める人権の保障を確保するための機関が設置されています。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって、人権理事会が設立されました。

(※2) 「世界人権宣言」

20世紀には、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。そこで、昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。

(※3) 「障害者権利条約（障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約）」

国連では、1970年代から障がいのある人の権利に関して、「精神遅滞者の権利に関する宣言」（昭和46年・1971年）第26回国連総会にて採択、「障害者の権利に関する宣言」（昭和50年・1975年）第30回国連総会にて採択、「障害者に関する世界行動計画」（昭和57年・1982年）第37回国連総会にて採択、「障害者の機会均等に関する標準規則」（平成5年・1993年）第48回国連総会にて採択）を始めとするいくつもの宣言・決議を採択してきましたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではありませんでした。平成13年（2001年）12月、第56回国連総会において、メキシコ提案の「障害者権利条約（障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約）」に関する決議案が採択され、条約作成交渉のための「障害者の権利条約に関する国連総会アドホック委員会」の設置が決定されました。我が国は、平成14年（2002年）以降8回にわたるアドホック委員会における条約交渉に起草段階から参加し、平成18年（2006年）12月、「障害者権利条約」は第61回国連総会で採択されました。平成19年（2007年）9月、日本は、条約への署名を行ない、現在、可能な限り早期の締結を目指して、検討を行っています。

(※4) インクルーシブな共生社会（ソーシャル・インクルージョン）

インクルーシブとは、排除（イクスクルーシブ）の反対語としての「まるごとの受容・内包」を意味し、障がいのある人を分離・排除してきた社会が、障がいのある人をありのままに全てを受け入れる、という意味で、生まれた地域で学校に行き、住み慣れた地域でごくあたりまえに生活できるようにするために、社会の側の変革が求められます。社会的不利益を受け、孤立する人を支援し、社会保障や教育、就労機会の創出などを通じて、社会的なつながりの中で共に自立した地域社会の構成員として認めあい、支えあう社会をいいます。

(※5) 施設コンフリクト

社会福祉施設を新しく建てようとする時に、住民や地域社会から強い反対運動が起こり、そのため建設計画が中止されたり、建てるかわりに大きな譲歩を余儀なくされるといふ、施設と地域間での紛争をさします。

(※6) リハビリテーション〔rehabilitation〕

心身に障がいを持つ人の人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいいます。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的各分野等がありますが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が重要です。

(※7) ノーマライゼーション [normalization]

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念となっています。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり方法です。障がいのある人々に対する取組みが、保護主義や隔離主義など、必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省し払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されています。

(※8) こころのバリアフリー

ひとりひとりがかけがえのない存在として、大切にされ、お互いの個性や多様性を認め、障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、支え、助けあう社会をめざしたものです。

(※9) ガイドライン

政策などの基本目標、基本指針のことをいいます。

2 計画の位置づけ

- (1) 「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画」策定においては、現行の「障害者基本法」に定める「障害者計画」と、現行の「障害者自立支援法」に定める「障害福祉計画」を一体のものとしてとらえ、平成23年7月29日の参議院本会議で可決、成立した「障害者基本法の一部を改正する法律」(8月5日公布日施行。以下「改正障害者基本法」という。)) 及び衆参両院による同法付帯決議^(※1) ならびに、現在、検討されている障がい者制度の抜本的な見直しの内容を踏まえたものとして、障がい者福祉施策の基本的な指針とその実施すべき方策を示した総合的かつ中長期的な計画とします。
- (2) また、「あま市障がい福祉計画」策定においては、障害者自立支援法の廃止と、平成25年(2013年)8月に予定されている「障害者総合福祉法(仮称)」の制定及び施行までの“つなぎ”として、平成22年12月3日に参議院本会議で可決、成立し、12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」^(※2) (平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)の施行(公布日一部施行、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行)に伴う障害者自立支援法および児童福祉法等の一部改正、さらに、あま市独自の地域生活支援事業等の障がい者福祉施策に焦点をあて、再構築していきます。
- (3) 地域で育む地域福祉の推進の観点から、障がいのある人に対する支援活動や障がい者福祉施策の推進に関するガイドラインとします。
- (4) 本計画に基づく事業の実施にあたっては、「あま市総合計画」を上位計画とする、関連計画との整合性を図るとともに、市独自の障がい者福祉施策に焦点をあて、再構築していきます。

図 計画の位置づけ

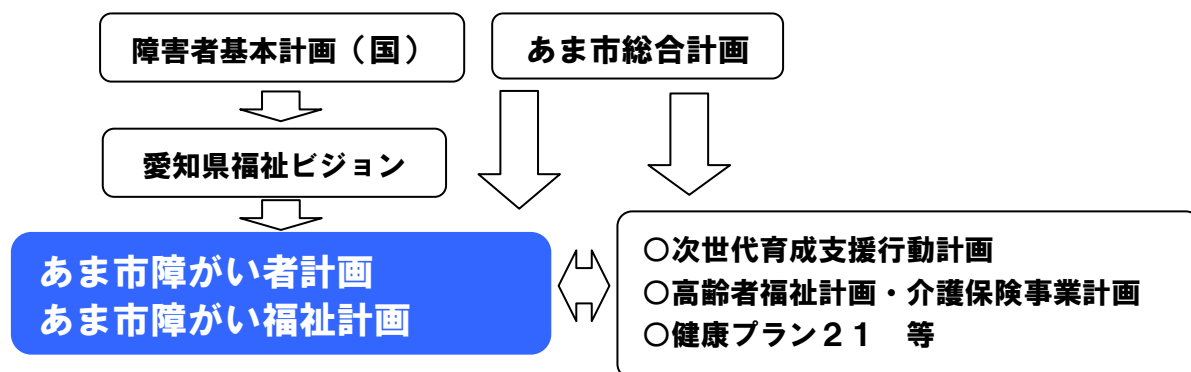


表 障がい者計画と障がい福祉計画の根拠法令と位置づけ

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日改正法公布。 一部を除き同日施行。)	障害者自立支援法 (平成23年12月10日改正法公布。 一部同日施行。平成24年4月1日 までの政令で定める日から施行。)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本計画及び愛知県福祉ビジョンを基本とし、あま市における障がい者の状況等を踏まえた基本的な計画 ・ 中長期的な見通しに立った障がい者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度における障害福祉サービス等ごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	障害者基本計画を基本とした、あま市総合計画の部門計画	障害者基本計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標の設定

(※1) 【衆参両院による「改正障害者基本法」に対する付帯決議】

- 一、国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対して、その者にとって最も適当な言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。
 - 二、国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。
 - 三、国及び地方公共団体は、発達障害児について、将来の自立と社会参加のため、特性や能力に応じた中等・高等教育を受けられるよう、必要な環境の整備を図ること。
 - 四、国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治療についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。
 - 五、国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 六、国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。
 - 七、国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
 - 八、障害者政策委員会の委員の人選に当たっては、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。
- 右決議する。

(※2) 【「整備法」の概要】

1. 利用者負担について、応能負担を原則化 (平成24年4月1日までの政令で定める日から施行)
2. 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化 (公布日施行)
3. 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け (原則として平成24年4月1日施行)
4. 障害児支援の強化(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行、放課後等デイ、保育所等訪問支援の創設) (平成24年4月1日施行)
5. グループホーム・ケアホーム利用の助成を創設 (平成24年4月1日までの政令で定める日から施行)
6. 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ (平成24年4月1日までの政令で定める日から施行)
7. 精神科救急医療体制の整備、難病の者等に対する支援 (平成24年4月1日までの政令で定める日から施行) 等

3 計画期間

「あま市障がい者計画」は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 か年を計画期間とし、また、「あま市障がい福祉計画」は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を計画期間とします。

障がい者福祉施策の実施状況及び社会状況等の変化に対応し、障がいのある人の意向等も踏まえ、適宜、評価ならびに見直しを行うものとします。

表 計画期間

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国	障害者基本計画	→												
	重点施策実施 5 年計画	→			→									
県	愛知県障害者基本計画	21 世紀あいち福祉ビジョン					あいち福祉ビジョン							
市	あま市障がい者計画							→						
	あま市第 3 期障がい福祉計画							→						

※（国）「障害者基本計画」（平成 15 年～平成 24 年）

※（国）「重点施策実施 5 年計画」（平成 15 年～平成 19 年）、（平成 20 年～平成 24 年：後期 5 年計画）

ただし、国は、平成 25 年 8 月までの障害者自立支援法の廃止及び障害者総合福祉法（仮称）の制定を目指していることから、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性があります。

4 計画策定のプロセス

1 障がいのある人へのアンケート調査の実施

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、今後の障がい福祉施策を進めるにあたり、障がいをお持ちの方やその家族が安心して生活できるまちづくり、地域づくりのため、様々な計画のもとに関係する福祉施策を、市民の皆様と共に積極的に推進していくため、社会状況の変化と新たな課題に対応した、「あま市障がい者計画」ならびに「あま市障がい福祉計画」策定に係る基礎的な資料とすることを目的として、障がいのある方の意向等を把握することを目的として実施しました。

2. 調査の方法

1) 実施期間

平成23年7月22日～8月4日（調査基準日 平成23年7月1日）

2) 調査対象者

原則市内に居住する障がい者手帳の交付を受けている方を対象とし、郵送法による配布・回収を行いました。

3. 配布・回収状況

配布・回収の状況は下表のとおりです。

対象	発送数 (人) A	回収数 (人) B	回収率 (%) B/A*100	有効回答数 (人) C	有効回答率 (%) C/B*100
障がいのある人	3,347	1,791	53.5	1,753	97.9

※基本属性及び回答記載のほとんどない場合は、有効回答から除き、集計に含めていません。(自由記入は記載しています。)

4. 調査結果の集計、分析にあたっての留意点

- ① 障がいごとの性別・年齢別の分析については、各障がい者区分の「全体」を対象に集計しています。※下表の網掛けの数値です。
- ② 所持している手帳の種類から、本調査では、以下のような「障がい者区分」に設定しました。

【表 1-3】 障がい者区分

障がい者区分	所持している障害者手帳の種類
身体障がい者	「身体障害者手帳」
知的障がい者	「身体障害者手帳+療育手帳」、「療育手帳」
精神障がい者	「身体障害者手帳+精神障害者保健福祉手帳」、「身体障害者手帳+療育手帳+精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳+精神障害者保健福祉手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」

〔上段：回答数（人）、下段：構成比（%）〕

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳	身体障害者手帳+精神障害者保健福祉手帳	療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+精神障害者保健福祉手帳+療育手帳
合計	1,753 100.0	1,278 72.9	157 9.0	181 10.3	56 3.2	62 3.5	5 0.3	14 0.8
身体障がい者	1,278 100.0	1,278 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
知的障がい者	213 100.0	0 0.0	157 73.7	0 0.0	56 26.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
精神障がい者	262 100.0	0 0.0	0 0.0	181 69.1	0 0.0	62 23.7	5 1.9	14 5.3

2 各関係団体等へのヒアリング調査の実施

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

今後の障がい福祉施策を進めるにあたり、安心して生活できるまちづくりを推進するため、社会状況の変化と新たな課題に対応した、「あま市障がい者計画」ならびに「あま市障がい福祉計画」策定にかかわる基礎的な資料とすることを目的として、障がい者関係団体に対し、障がい者福祉に関する活動を行っていく上での課題や今後の活動の展望、今後の団体の活動等の項目について、ヒアリングシートによる調査を実施しました。

2. 調査期間と方法

実施期間

平成23年11月15日～12月9日

(2) ヒアリング調査にご協力いただいた各関係団体等

あま市心身障害児者保護者会
あま市身体障害者福祉協会
ちびはと（発達障がい児の保護者の団体）
ドルフィン（発達障がい児の保護者の団体）
ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会
（50音順）

3 策定委員会での審議

本計画の策定にあたって、保健医療、福祉、障害者団体、関係行政機関の各関係機関から選任された委員により審議が行われています。

4 パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたって、平成23年12月26日から平成24年1月25日までの間にパブリックコメントを実施します。

5 計画の構成

1. マスタープラン(基本計画)

「社会モデル」視点に基づく、「障がい者」、「障がいのある人」への施策展開における基本理念を明らかにし、その理念に則した基本視点、基本方針を明確にしています。

2. リージョンプラン(各分野のまたがる横断的重点施策)

新たな課題と社会情勢の変化に対応し、地域特性を踏まえた各分野にまたがる重点施策について体系化しています。人権啓発・相互理解、生活環境、教育、雇用・就労、保健・医療、情報・コミュニケーション等、各分野別の施策課題を明らかにし、今後展開すべき障がいのある人に関する施策の基本的方向性を示しています。

3. アクションプラン(分野別行動計画)

「あま市障がい福祉計画」の重点課題に沿った数値目標を示しています。

6 計画の推進体制、進行管理

- (1) 本計画の推進にあたっては、障がいのある人の意見を最大限尊重するとともに、計画の実施状況の把握、点検、評価および計画の推進にあたっては、「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会」及び自立支援協議会^(※1)、各関係部局が連携して行います。
- (2) 障害福祉サービスの確保・提供に係る方策においては、施設入院・入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、目標の達成状況を点検・評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを行います。
- (3) 障がいのある人の地域移行や就労支援など、計画を実効性あるものとするため、行政、当事者団体、社会福祉協議会、事業者、NPO法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体等の民間団体などの関係機関との連携をより一層図っていきます。
- (4) 点検及び評価した結果については、広報及びホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

(※1) 自立支援協議会

自立支援協議会とは、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域の課題を整理しながら、障がい福祉基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。